

質問回答

2019年11月11日

「(案件名)ギニア国国立公衆衛生研究所建設計画準備調査」

(公示日:2019年10月30日/公示番号:19a00565)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	20 ページ (6)環境社会配慮に係る調査	「カテゴリ-B 案件報告執筆要領」に基づくとありますが、居住者が存在するなどの情報が既にありますでしょうか。	プロジェクトサイトには、居住者(不法占拠者)が存在するなどの情報はございません。要請施設の特性上、当初の環境カテゴリは「B」となっておりますが、現地調査の結果、自然環境及び社会配慮上の問題がないことが確認された場合は、「C」へのカテゴリ変更を行うことを想定しています。
2	21 ページ 相手国側負担事項の確認	相手国側負担事項の確認に時間がかかると想定されますので、全体調査を開始する前に調査を行うことは可能でしょうか。	契約開始時期が12月中旬であり、年末年始は現地での受入れ体制が整わないと考えられるため、第1回現地調査の前の事前調査は想定していません。第1回現地調査の際に一部団員がJICA 団員到着前に先乗りしての調査することは可能です。
3	27 ページ JICA からの参加団員の構成と現地調査行程(案)	第1回現地調査のミニッツ協議は2020年2月中旬頃を考えているのでしょうか。	第1回現地調査のミニッツ協議は、2020年1月末頃のJICA 団員が参加する時期を予定しております。
4	企画説明書 第2 プロポーザル作成に係る留意事項 1. (3)業務従事予定者の経験、	2) 3 行目 「業務主任者/建築計画/環境社会配慮」と書かれているが、8 行目には「業務主任者/建築計画」とあります。後者が正と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通り正しくは、後者の「業務主任者/建築計画」です。

	能力 2) 評価対象業務従事者の経歴 p.10		
5	企画説明書 第4 業務実施上の条件 3. (2) 配布資料	先方からの要請機材リストはありますか。あればいただきたく存じます。	先方からの要請された機材リストはございません。
6	配布資料 5-4 簡易測量図	配布資料 5-4 簡易測量図を見ると、建設用地は現状ではアクセス道路を持たないと考えられます。アクセス道路用地は本事業による用地取得の対象と考えて、環境社会配慮調査の対象とする必要がありますでしょうか。	先方負担分を含む事業全体が環境社会配慮調査の対象となるため、アクセス道路用地の取得も対象となります。
7	企画競争説明書 17 ページ(6) 建設サイト 及び配布資料 201709_予備調査報告書 1	建設サイトについて、配布資料の予備調査報告書 1 では、先方から提示されたコヤの敷地が「必ずしも最適な立地とは言えない」と評価されており、「引き続き協議が必要」とコメントされています。他方、企画競争説明書では、同敷地が新設 INSP の建設予定地とされているようです。現地調査において、代替サイトの検討は不要ということでしょうか。ご教示願います。	代替サイトの検討は不要です。予備調査以降の協議において、サイトが確定しています。
8	企画競争説明書 26 ページ(2) 配布資料	先方からの要請機材リストがありましたら、共有をお願いします。	先方からの要請された機材リストはございません。
9	企画競争説明書「3. 特記仕様書 案 5(3) 調査対象とする要請内容」(p.17)	「総延床面積を 5,000 平米程度とする必要があることが見込まれているため」とありますが、本項目は先方政府との合意事項(決定事項)と考えてよろしいでしょうか？	総延床面積については、先方政府との合意まで至っておりません。

10	配布資料「6. 201709 予備調査報告書：調査報告及び所感」(p.4)	「この点に関しては、下記に記載するように保健省側の第一候補はコヤである事が確認されたが、引き続き協議が必要である。」とありますが、サイトの変更も含めて協議するという理解でよろしいでしょうか？	サイトはコヤとすることが確定しております。サイトの変更について今後協議することは想定しておりません。
11	企画競争説明書「3.特記仕様書案 5(6)建設サイト」及び配布資料「5-4INSP 建設予定地_簡易測量図」	保健省が確保している当該敷地は、いずれかの道路に接道していますでしょうか？	道路に接道しておらず、道路から当該敷地まで小道がある程度です。アクセス道路の確保が必要になります。
12	P.22 第 3 特記仕様書案 (13)税金情報の収集整理、(14)施工時の工事安全対策	現地調査終了時には必ず JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスに報告を行う旨が記載されていますが、現地調査期間中(調査開始時や完了時)にセネガル事務所へ立ち寄る必要はありますか？	セネガル事務所への立ち寄り、第 1 回及び第 2 回の現地調査終了時、ギニアからの帰国の際で構いません。
13	P.27 第 4 業務実施上の条件 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程(案)	官団員の渡航およびミニッツ協議時期に具体的な想定がありましたら、ご教示のほど、お願いいたします。	第 1 回は 2020 年 1 月末頃、第 2 回は 2020 年 8 月下旬に JICA 団員の参加及びミニッツ協議を想定しています。

以上